

<正誤表>

●p.44「(3) 教科用図書」8行目

【誤】9条で定められた一般市販図書

【正】9条で定められた一般図書

●同・11 行目

【誤】なお，教科用図書は無償となっています。

【正】なお，義務教育段階まで上記の教科用図書は無償となっています。

●p.45「〈学校教育法附則9条で定められた一般市販図書〉」

【誤】〈学校教育法附則9条で定められた一般市販図書〉

一般市販図書とは，「9条本」とも呼ばれており，文部科学大臣の検定を経た一般に市販されている絵本等の図書のことです。

【正】〈学校教育法附則9条で定められた教科用図書〉

学校教育法附則9条で定められた教科用図書は「9条本」とも呼ばれており，適切な教科書がないときなどの特別な場合に使用できる，教科書以外の教科用図書（絵本等の一般図書）のことです。

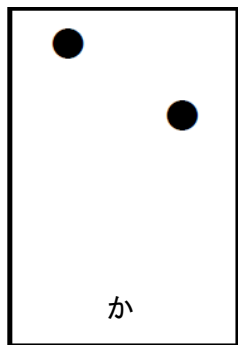
●p.45「実践への視点・6」2行目

【誤】「☆本」や一般市販図書の「9条本」は

【正】「☆本」や一般図書の「9条本」は

●p.144・図表9－5「点字の五十音」

【誤】



【正】

